

第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月7日(月)13時30分～15時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から、第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について確認します。本日は、全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、5名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

報道各社の皆様に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

佐藤部会長 こんにちは。議事に進みたいと思います。

引き続き金額審議ということで、第3回鳥取県最低賃金専門部会までで、労働者側は1、

000円、使用者側は888円という金額を提示していただいているところです。

では、資料の説明をお願いします。

片山賃金室長 お手元に委員限り資料として、資料をお配りしています。佐藤部会長から提出されました資料です。

佐藤部会長 ありがとうございます。これは私から委員限りの資料として提出させていただいたものは、アンケート結果で、800人の学生に対して行い、回答があったのが695人でした。内容は御覧いただき、よろしければ参考にしてください。

では、本日も審議に入る前に、河村委員と西本委員との三者協議をさせていただきます。事務局は、場所の準備をお願いします。15分休会します。

〔三者協議〕

佐藤部会長 それでは、再開します。

ただ今の三者協議の中で、労働者側、使用者側、双方での話し合いが必要ということでしたので、これから双方分かれて協議していただきたいと思います。

事務局は会場の方をよろしくをお願いします。

15分間休会します。

〔各側協議〕

佐藤部会長 では、再開したいと思います。

前回、金額を提示していただいたのが、使用者側は888円、労働者側が1,000円でした。今、各側で協議をしていただいた結果として、金額を再度提示していただきたいと思います。今回は使用者側から提示していただいたと思いますので、今日は労働者側からお願いします。

河村委員 それでは、労働者側から改めて考え方について述べさせていただきたいと思っています。

まず、労働者の生計費の部分ですが、これは以前からお話をさせていただいていますとおり、消費者物価の上昇率が4.27%で、それと、電気、ガス等価格の激変緩和措置の押し下げ要因として1%程度ということですから、5.27%。この部分は854円掛ける5.27%で45円になり、これを足すと899円になりますが、これを現状の最低賃金の水準を目減りさせないということでいけば、ここはもうマストだと、必達水準だと思っています。これが1点です。

2点目は、労働者の賃金のところです。こちらは連合のリビングウエイジが1,020

円、自動車保有の場合は1,321円ですが、連合のリビングウエイジとしての1,020円、ここも水準として変えることはできませんので、保持します。ただし、前回の専門部会のときに事務局から提示を頂きました影響率の表を見ますと、1,000円まで仮に引き上げた場合の影響率が36.95%ということで、ほぼ37%になります。非常に高い影響率になるということで、今年度の1,000円への到達というのは非常に難しいだろうと思っております。数年かけて段階的に引き上げということを視野に検討せざるを得ないと思います。

ちなみに、2022年度の影響率です。全国の平均が18.35%、マックスが26.70%、ミニマムが10.44%。それと、昨年のDランクの平均が19.30%、マックスが25.3%、ミニマムが13.42%で、昨年のDランクのうちの今年のCランクの13県の平均でいきますと19.97%、約20%ぐらいです。マックスが25.3%、ミニマムが17.6%ということで、今お話ししたとおり、全国平均よりもランクが低いほど影響率が高くなっているという傾向があります。今年も、現段階でもう金額が決定している県について影響率が分かるところだけで見ますと、昨年に比べ1%から2%ぐらい高い影響率で結審をしているという傾向がありますので、それからしますと、一定程度影響率は上昇してくるだろうということも想定をしていかなければいけないと思っています。それらを踏まえて検討をする必要があろうと思います。

3点目は、通常の事業の賃金支払能力ですが、こちらの方は新規学卒者の所定内給与とかパート労働者の1求人当たりの募集賃金、この辺りの話をさせていただいていました。パート労働者の1求人当たりの募集賃金の平均額が1,006円ということでしたので、それらを踏まえて1,000円というような提示をさせていただいていましたが、企業の支払能力というところを考慮して、下限額である961円、ここにターゲットを置いていこうと思います。

最後に、中央最低賃金審議会の答申です。地方最低審議会への期待等というところで、消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることと、地域間格差の是正を引き続き図るというようなことがうたわれております。それらを踏まえると、2023年の目安が引き上げられた後の最低賃金の全国単純平均が943円ということになります。これらも踏まえて、総合的に検討させていただきました。

その結果、改めまして950円の金額を提示させていただきたいと思っております。現行プラス96円の引上げということになります。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。ほかに労働者側の委員から補足等ありますでしょうか。

(なし)

佐藤部会長 では、使用者側、お願いします。

西本委員 今日は特に金額の変更はありません。

佐藤部会長 では、現時点での金額ですが、労働者側が御提示いただいたのが950円で、使用者側が前回と変更なしの888円ということで、まだ金額に大きな隔たりがあります。ですので、公益代表と使用者側代表でまず協議をさせていただいて、その後、公益と労働者側で協議をさせていただきたいと思います。では、15分ずつ協議したいと思います。

では、会場の方、御案内をお願いします。

〔公益・使用者側協議〕

〔公益・労働者側協議〕

佐藤部会長 大変お待たせいたしました。公益委員と労働者側、使用者側、それぞれと協議を重ねてきました。今日は改めて金額は伺いませんが、ここまでで何か御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

北村委員 このところの、特に今年度の物価高騰、エネルギー高騰については、一消費者としても、それは十分理解し、また、賃金アップについても、例年のアップ率では到底難しいということは当然思っています。ただ、前回もお話しさせていただきましたが、我々が主張している政府に対する要望事項、また今年度、労働組合からも出ていた意見書でも賃上げの必要性に合わせて、事業者への政策支援が不可欠だということも明記してありますが、要望事項を言うだけでは、なかなか政策には反映されていないのではないか、一方通行的になっており、我々使用者側の見解が何ら反映されていないのではないかと思っています。

それと、前回も話しましたが、我々商工会連合会は、小規模事業者、特に個人商店の事業者会員が多いことや、高齢の事業者が多く、また景気も低迷しているということもありまして、後継者不足という問題があります。事業承継の問題については、国を挙げて、また鳥取県としても事業承継の問題に対して予算をつくっていただいて、いろいろ話を進めているところです。このたびの賃上げに対しても、労働者側が言われているような大幅な賃上げはとても難しいのではないかという見解も一言お話しさせてもらおうと思っています。

す。今現在でも大変苦しい中で、頑張っ事業を継続しているところですが、最低賃金が大幅なアップになったときに、その財源を取り込めなければ、当然廃業若しくは倒産ということになるのではないかという見解が多いです。一部の会員の中には、公共事業に従事されている企業もあるので、全部が全部ではありませんが、大半がそういう環境の中に置かれている事業者が多いということも十分考えていただいて審議を進めていきたいと思っています。

それと、鳥取県の商工会の会員は6割近くが製造業です。その製造業の中でも8割から9割近くは下請や委託製造の企業です。その中で、OEMという形で進んでいますが、思ったほどの加工賃転嫁がなされていないことも十分把握していただいて、再度、労働者側からの提示をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

佐藤部会長 ありがとうございます。そのほか御意見はありますか。

北畑委員 通常事業の賃金支払能力の件ですが、これについては個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと認識しています。一企業の状況、これはあくまでも参考にするものであって、各種統計資料がどのような傾向にあるのか、これをしっかりと見て分析した上で、やはり賃金の支払能力というのを確認すべきだと思います。

ついでには、第2回最低賃金専門部会の資料ナンバー2、11ページ目に鳥取県内の雇用情勢令和5年6月の有効求人倍率が示されています。1.44倍ということで、先月と同水準にあるといったところです。雇用情勢は持ち直しの動きに足踏みが見られるということが、まず雇用情勢のところで見ることができます。一方、第538回の資料の51ページには、鳥取県内の経済情勢が、財務省中国財務局の鳥取財務事務所の資料で示されていますが、前回は申し上げましたとおり、県内経済は一部に弱さが見られるものの、持ち直しつつあるとなっています。とりわけ各項目の判断のところ、個人消費は持ち直しつつある、雇用情勢も持ち直している、企業収益、4年度は増益見込みというような内容が示されています。また、加えまして、第538回の資料ナンバー13の59ページに、第2回鳥取県企業経営者見通し調査の結果概要が示されていますが、業界の景気判断ということで、企業の景況感を示すBSI、こちらにつきましては、2期ぶりのプラス、緩やかな持ち直しの動きが見られるとこの中에서도示されております。

また、資料ナンバー15、81ページには鳥取県企業の休廃業・解散動向調査2022年が示されています。休廃業・解散は4年連続で減少といったところで、鳥取県で2022年に休廃業・解散した企業は210件、前年を3件下回り、4年連続で減少し、過去5

年で最も少なくなったという状況がこの中でも示されています。

そして、最後に、これは第2回の専門部会資料の4ページの、鳥取県最低賃金の改正に関わる書面による意見聴取結果の問10に、最低賃金の引上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援策があることについて知っていたかという設問で、支援策とは業務改善助成金やキャリアアップ助成金等のことですが、この中で私が注目したのが、知っていたが活用をしなかったというところが、40件で、一番多いのです。せっかくこういった助成金があるにもかかわらず、知っていたが活用しなかったという回答です。いろいろ理由があると思いますが、手続の煩雑さ、こういったものの中にはあるかもしれません。これは丁寧な説明、対応をすることによって、助成金を活用することができるのであれば、もっと余力というものが生まれると思いますので、この辺りのところをこの審議会の中でも後に要望事項としてしっかりと周知をするということをもって、企業の方にもそういう環境をつくるというメッセージを送ることが必要なのではないかと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。

では、そのほかに御意見等ありますでしょうか。

北村委員 今、北畑委員が言われた件について説明させていただきます。まず、廃業が減少してきているということですが、これは実際にはその統計どおりなのですが、その一つは、コロナウイルス感染症による事業への影響に対しての支援というのがありました。だから、例年の環境と違って、その補助金、助成金を利用したということもあると思います。その中には、商工会や商工会議所を通さなければその補助金の申請ができないという案件もありまして、臨時会員も増えているのは事実です。だから、そういうことも含まれた中の数字の表れだという思いもありますので、その辺も考慮いただきたいと思っています。

それと、最低賃金の支援策について知っていたが利用しなかったというのが、40%ぐらいあるという結果がありますが、これについても、申請しても、実際に微妙なところでその枠に当てはまらず、もらえなかった方もあります。また、助成金の基準内であっても、その手続があまりにもハードルが高くて、北畑委員が言われたように申請にかなり難色を示して、申請を見送ったという話も聞いています。この40%には、申請したくてもできなかったという事業所も含まれているということです。

佐藤部会長 ありがとうございます。

北畑委員 ありがとうございます。先ほどの休廃業・解散の関係ですが、ここの資料の中でも、2022年は政府や金融機関の資金繰り支援により休廃業・解散件数の減少が続

いた、このようにしっかりと示されていますので、おっしゃる意味は十分に理解できます。ただ、一方では、そういうことも功を奏して減少が続いているということはデータ上からしっかりと読み取れるものですので、先ほどの利活用の部分も含めて、助成金の関係ですとか、税制優遇の関係ですとか、そういったものをさらにやはりしっかりと求めることによって、経済を立て直す、よくなる方向にしていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。

河村委員 北村委員がおっしゃることもよくよく理解をしておりますし、北畑委員が主張している部分も理解はできます。

私が感じている中で、鳥取県の状況を見ると、例えばパートナーシップ構築宣言、残念ながら登録者数が全国最下位です。それは何が影響しているのかということですが、やはり、一番大事なのは、この価格転嫁の問題というのは、自社で当然解決ができる問題でもない。これは地域全体であったり、日本全体でこの風潮を盛り上げていく、そういった必要がある、そのきっかけづくりがこのパートナーシップ構築宣言だと思っています。そういった意味でいくと、なかなか鳥取県内でこのムードが盛り上がっていない、それはどうしてなのかというところですが、関心が薄いのか、そんなことをやってもどうにもならないという諦めムードなのか、それは分かりませんが、私としては、できることは何でもやっていきたいという思いでいます。だからこそ、2月3日に鳥取県に対して取引価格の適正化の要請書をお渡しをし、その結果として、5月18日に関係団体との共同宣言までこぎ着けました。こういったところをもっとメディアにも取り上げていただいて、鳥取全体がみんな一緒にやろうという雰囲気づくり、風潮づくりが必要だと思います。そのためには、我々労働団体としてもできることはやっていきますし、当然、使用者側の皆さんで、西本委員のところの経営者協会や、いろいろな団体に、やはり先頭を切ってやっていただいていると思いますが、もっとそういった団体が力を出して行って、雰囲気を盛り上げていく、そういったことが必要だと思っていますので、引き続きその辺りは我々としても精いっぱい取り組んでまいりたいと思っています。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。何かほかにありますかでしょうか。

(なし)

佐藤部会長 では、本日の時点で、まだ金額に隔たりがあります。使用者側は888円のまま、労働者側の方は新しい金額として950円御提示いただいたところですが、また、

今日は第4回ですから、第5回で審議を進めていきたいと思えます。

では、次の議題、その他になりますか、何かありますか。

片山賃金室長 それでは、今後の専門部会の日程を説明させていただきます。

第5回鳥取県最低賃金専門部会は8月8日火曜日の13時半からこの会議室において開催いたします。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。本日時点でまだかなり隔たりがあるということで、恐らく明日結審ということはなかなか難しいのではないかと考えておりますので、明日の本審は開催しないということになります。明後日の第6回まで開催するというようになりますので、第6回の案内もお願いします。

片山賃金室長 第6回鳥取県最低賃金専門部会は、8月9日水曜日の9時からを予定しております。この会議室です。

佐藤部会長 明日は13時半で、明後日、9日は9時からとなります。

では、また次回にまとめればいと希望しております。

では、本日はどうもありがとうございました。以上になります。